

# 成年後見制度

## をよく知ろう!



**Q** Bさん(76歳・女性)は1人暮らしをしています。自宅は持ち家で、月8万円ほどの年金収入と預貯金が500万円ほどあります。最近、物忘れが多くなり、物を買ってもそのことを忘れてしまったり、同じものを買ったりすることもあります。人が良いので、セールスマンが来ても追い返すことができず、つつい話を聞いているようで、騙されて物を買わされてしまわないか心配です。いつまで1人暮らしを続けることができるか不安ですし、施設に入所しなければならなくなるかもしれません。

Bさんの財産を守りつつ、安心して生活を送ることができる方法や支援はありますか。

**A** 判断能力が低下した高齢者や障がい者の財産を管理する方法として、「成年後見制度」などがあります。

Bさんは、物忘れが多いとのことですが、認知症等により判断能力が衰えている場合は、訪問販売などによる消費者被害に遭いやすいため、あやまって契約した場合などに備え、「成年後見制度」の中でも取消権のある「法定後見制度」を利用するのが望ましいでしょう。

## 成年後見制度ってどんな制度?

認知症や障がいなどの理由で判断能力が不十分になった方は、さまざまな財産の管理や契約を結ぶことが難しく、詐欺や悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

### 成年後見制度の内容

成年後見制度には大きく分けると次の2つがあります。

#### ① 法定後見制度【すでに判断能力が衰えている】

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、判断能力の不十分な本人に代わって財産の管理や契約などの法律行為を行う制度です。

#### ② 任意後見制度【判断能力が衰える前に】

十分な判断能力があるうちに、本人が将来に備えて任意後見人を選んでおく制度です。



## 1 法定後見制度

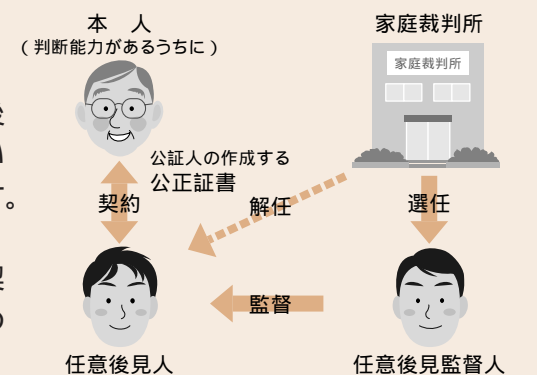
「後見」、「保佐」、「補助」の3つの種類があり、本人の判断能力の程度に応じた制度を選べるようになっています。成年後見人等が選ばれると、例えば本人が不利益な法律行為をしたとしても、それが成年後見人等の同意なしにされたものであれば取り消すことができます。成年後見人等には本人の親族(親、子ども、兄弟、甥姪など)、法律や福祉の専門家、NPO法人等が選ばれ、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、その職務は本人の財産管理や身上監護などの法律行為に関するものに限られ、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

	後見	保佐	補助
対象者となる方	常に判断能力が欠けている状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
医師鑑定	原則必要		診断書等で可
申し立てをすることができる方	本人、配偶者、4親等以内の親族、成年後見人等、検察官、市町村長		
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関する全ての「法律行為」	特定の申し立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「法律行為」	特定の申し立ての範囲で家庭裁判所が定める「法律行為」
同意権・取消権の範囲	全ての「法律行為」(日用品の購入は除く)	民法による所定の行為(借金、贈与、相続、家屋修繕等)	特定の申し立ての範囲で家庭裁判所が定める「法律行為」
	(本人の)同意不要	(本人の)同意不要	(本人の)同意必要

## 2 任意後見制度

本人が十分な判断能力があるうちに、自ら選んだ代理人(任意後見人)と、自分の身のまわりの事柄や財産管理に関する事務について、事前に代理権を与える契約(任意後見契約)を結んでおきます。この契約は公証人の作成する公正証書によって結ばれます。

本人の判断能力が不十分になった場合、任意後見人は任意後見契約で決めた事について、家庭裁判所が選んだ「任意後見監督人」の監督のもと本人のために援助を行います。



### 手続きにかかる費用

#### ① 法定後見申し立て費用

裁判所への申し立て費用	10,000円程度
戸籍謄本など書類費用	10,000円程度
医師による鑑定費用	5万円~15万円程度

#### ② 任意後見契約書の作成費用

公正証書作成の基本使用料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
登記所に納付する印紙代	4,000円

### 手続きをする場所

手続きは本人の住所地を管轄する家庭裁判所で行います。いなべ市の場合は、津地方裁判所四日市支部になります。

☎059-352-7151 (四日市市三栄町1-22)

参考文献: 井上計雄編集  
「相談事例からみた成年後見の実務と手続」  
新日本法規出版(株)

問 南地域包括支援センター(大安庁舎内) ☎78-3520 ☎78-1114  
問 北地域包括支援センター(社協北勢支所内) ☎82-1616 ☎72-3147

☎=問い合わせ先 ☎=TEL ☎=FAX